

山梨県公安委員会規程第2号

山梨県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月14日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4号印の部生活安全企画課長の項中「写真」の次に「及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づくクロスボウ番号標」を加える。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

山梨県公安委員会公印規程新旧対照表

新				旧			
別表第3 (第4条関係)				別表第3 (第4条関係)			
種別	保管責任者	保管数量	使用区分	種別	保管責任者	保管数量	使用区分
略				略			
4号印	生活安全企画課長	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・古物営業法・銃砲刀剣類所持等取締法・警備業法・探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく合格証明書・身分証明書・許可証・認定証等に貼付した写真及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づくクロスボウ番号標のシールプレ ス 用	4号印	生活安全企画課長	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・古物営業法・銃砲刀剣類所持等取締法・警備業法・探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく合格証明書・身分証明書・許可証・認定証等に貼付した写真 _____のシールプレ ス 用
略				略			